

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

#### 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和 2 年 10 月 15 日事務連絡」という。）においてお示ししており、その中で、面会及び外出の実施にあたっての留意点もお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定され、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族の QOL を考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されました。また、外出については、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して利用者の外出についての対応を検討すること、との方針が示されました。

これを踏まえ、令和 2 年 10 月 15 日事務連絡にてお示ししていた社会福祉施設等での面会及び外出の実施にあたっての留意点を見直し、記のとおりとしま

すので、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いします。

なお、現在、以下のとおり、各施設類型に応じた感染対策の手引き等をお示ししています。このため、令和2年10月15日事務連絡については廃止することとします。今後、社会福祉施設等に共通した感染防止対策の留意点については、以下の各手引き等や関連の事務連絡を参照いただくようお願いします。

また、「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」(令和3年7月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)についても廃止します。

また、医療施設等における面会の実施については、「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」(令和3年11月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)を参照いただくようお願いします。

#### 【各施設類型における感染対策の手引き等】

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html))
- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html))
- ・「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き」([http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child\\_welfare\\_facility/d06\\_pdf01.pdf](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf01.pdf))

## 記

### 1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

#### （面会）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。

- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和２年５月１５日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和２年５月２２日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

#### （面会を実施する場合の感染防止対策）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも２日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
  - ・ 濃厚接触者でないこと
  - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去２週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・ 過去２週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去２週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。

- ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

#### (外出)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。

### 2. 社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における面会及び外出の留意点

#### (面会、外出)

- 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

### 3. 社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における外出の留意点 (外出)

- 訪問介護については、
  - ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号)において、通院・外出介助

・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成 21 年 7 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、訪問介護員等の散歩の同行が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。

- 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。